

令和 8 年度 岡山県土地改良工事積算基準

公表用積算基準－ 8
(令和8年11月1日適用)

令和 8年11月 1日

岡山県農林水産部・土木部

岡山県土地改良工事積算基準

第1章 適用基準

岡山県農林水産部が発注する農業農村整備事業（海岸事業及び地すべり対策事業を含む）の積算は本積算基準によるほか、以下の図書を準用するものとする。

農林水産省	土地改良工事積算基準（土木工事）	令和8年度
農林水産省	土地改良工事積算基準（施設機械）	令和8年度
農林水産省	土地改良工事積算基準（機械経費）	令和8年度
農林水産省	土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）	令和8年度
農林水産省	土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領	令和8年度

第2章 独自基準等

本章では、第1章適用基準に記載のない、もしくは、これによらない岡山県独自の基準や運用を示す。

- 1 土木工事における歩掛（施工代価表）の端数処理について
歩掛における計算結果の端数処理については、各々の歩掛に定めのある場合を除き、小数第3位までとし、小数第4位を四捨五入する。

※機械運転経費の施工代価表は除く。
※土木部との共同改定の歩掛については、土木部の定めによるものとする。
- 2 機械運転経費における日当り燃料消費量の端数処理及び豪雪地域補正について
運転1時間当り燃料消費量の端数処理は土地改良工事（機械経費）の定めによるが、この運転1時間当り燃料消費量に運転時間を乗じて算出する日当り燃料消費量は、小数第2位までとし、小数第3位を四捨五入する。
ただし、各々の歩掛に指定事項として定められている場合は指定事項の数量とする。
また、豪雪地域補正は原則として適用しない。
- 3 積算基準によらない場合の施工歩掛について
積算基準によらない場合の施工歩掛は、岡山県土木工事標準積算基準書 参考資料編【工事・委託】工事編Ⅰ編第2章2. 施工歩掛及び業務委託編総則第1章4. 施工歩掛によるものとする。
- 4 土地改良工事積算基準（施設機械）における端数処理について
単価表、据付間接費、間接労務費、工場管理費、一般管理費等は円単位（1円未満切り捨て）
共通仮設費率分、現場管理費、設計技術費は1,000円単位（1,000円未満切り捨て）
工事価格は10,000円単位（10,000円未満切り捨て）
鋼製付属設備製作工と鋼製付属設備据付工における対象重量（kg）は整数止めとし、小数第1位を四捨五入する。
- 5 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）における端数処理について
調査業務及び測量業務の歩掛（施工代価表）における数量は、小数第3位（小数第4位四捨五入）とする。また、単位当り金額は有効数字4桁とし、5桁目以降を切り捨てる。
その他の業務の歩掛における金額（設計数量×単価）は、1円単位（小数点以下切捨て）とする。
- 6 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領における電子成果品作成費について
岡山県における用地測量業務は、電子納品ガイドラインに電子納品対象業務として定められていないため、電子成果品作成費は計上しない。
- 7 記録映像製作業務の基準日額の改定について
土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）Ⅷ 技術者基準日額 2 記録映像製作業務の基準日額については農林水産省の改定時期、単価を適用するものとする。
（農林水産省HP→組織別から探す→農村振興局→設計施工入札等→工事・業務関連文書→土地改良工事積算基準等の改正→8. 調査設計業務等の技術者基準日額及び施設機械工事等の労務単価について）
- 8 土木工事標準単価について
単価については岡山県公共工事建設資材単価決定要領及び運用によるものとする。なお、区画線工における豪雪地域補正については、原則として適用しない。
コンクリートブロック積工において、胴込コンクリート・砕石、裏込コンクリートを施工する場合は、材料費を計上する。材料費の計上は次式による。
材料費＝（胴込・裏込）材料単価×設計数量×1.12（ロス分）
なお、胴込コンクリート・砕石の設計数量は、0.22(m³/m²)を標準とする。

9 土地改良工事積算基準（土木工事）における諸雑費について

（1）諸雑費の定義

当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

（2）単価表

1）単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの）

単価表の単位当りの金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

2）単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合）

単価表の単位当りの金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

3）金額は「諸雑費」の名称で計上する。

10 施工箇所が点在する工事の積算方法について

土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第11章 施工箇所が点在する工事の積算及び機械設備積算基準及び解説（岡山県土木部）第Ⅸ編第1章基準の解説11 施工箇所が点在する工事の積算についてによるものとする。

11 一般管理費等の算定について

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = \text{対象工事原価} \times \text{一般管理費等率} + \text{対象工事原価} \times \text{契約保証に係る率}$$

12 施工パッケージ型積算方式について

岡山県土木工事標準積算基準書 参考資料編【工事・委託】工事編Ⅰ編第2章3. 施工パッケージ型積算方式によるものとする。

13 質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬について

土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第2章②2-2運搬費および、岡山県土木工事標準積算基準書参考資料編【工事・委託】工事編Ⅰ編第2章7. 運搬費によるものとする。

14 工事における現場環境改善費の積算方法について

（1）適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善費が必要と認められる場合に計上する。

対象工事は現場環境改善が必要と認められる屋外工事とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。

（2）積算方法

① 基本的な考え方

ア 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認する。

イ 費用が巨額となるなど、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」、見積り等を参考に適切に計上するものとする。

② 積算方法

ア 算出方法は以下のとおりとする。

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め）

Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）

α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i=392.8 \cdot P_i^{-0.3520}$
	5億円を超える場合	0.34

イ 率に計上されるものは、別表の内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、（２）①アの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び（２）①イの「現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用」である。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

（３）設計変更について

条件明示（積上げ計上分） かなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

【別表】

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	昇降設備の充実 環境負荷の低減 I C T設備の充実 作業負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舍の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等
地域連携	広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費を含む） 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

- 15 随意契約により工事を発注する場合の諸経費の調整について
岡山県土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第4章①「随意契約により工事を発注する場合の間接工事費及び一般管理費等の調整」、②「旧積算基準の工事に改正基準の工事を追加する場合等の間接工事費及び一般管理費等の調整」及び岡山県土木工事標準積算基準書参考資料編【工事・委託】工事編Ⅰ編第2章11. 随意契約により工事を発注する場合の諸経費の調整を準用するものとする。
- 16 1日未満で完了する作業の積算について
土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第12章 1日未満で完了する作業の積算によるものとする。
- 17 覆工板の供用月数について
岡山県土木工事標準積算基準書 参考資料編【工事・委託】工事編第Ⅱ編第5章1仮設材設置・撤去工2)によるものとする。
- 18 調査業務における安全費の積算について
安全費の積算は農林水産省 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）地質、土質調査業務の価格積算基準4－3によるが、安全費率を用いて算出する場合の取扱いは以下のとおりとする。
$$\text{安全費(千円)} = (\text{直接調査費(円)} - \text{直接経費(円)}) \times \text{安全費率} \quad (\text{千円未満切捨て})$$
- 19 測量業務の安全費について
安全費の積算は農林水産省 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）測量業務の価格積算基準4－3によるが、安全費率を用いて算出する場合の取扱いは以下のとおりとする。
$$\text{安全費(千円)} = (\text{直接測量費(円)} - \text{往復経費(円)} - \text{成果検定費等(円)}) \times \text{安全費率} \quad (\text{千円未満切捨て})$$
- 20 追加工事の適用単価について
工事増量の場合は、新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。
ただし、現地の取合い等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。
新単価（変更指示時点単価）とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更設計時点単価）により積算するものとする。
- 21 運搬（伐開、除根、除草）について
DID区間ありの場合も、本歩掛によるものとする。

第 3 章 共通施工等標準歩掛

ガードレール補強鉄筋工

適用範囲：新設の擁壁等の構造物にガードレール（Ｂ種・Ｃ種）の補強鉄筋 を設ける場合に適用する。ただし、Ａ種及びＳ種のガードレールには適用できない。

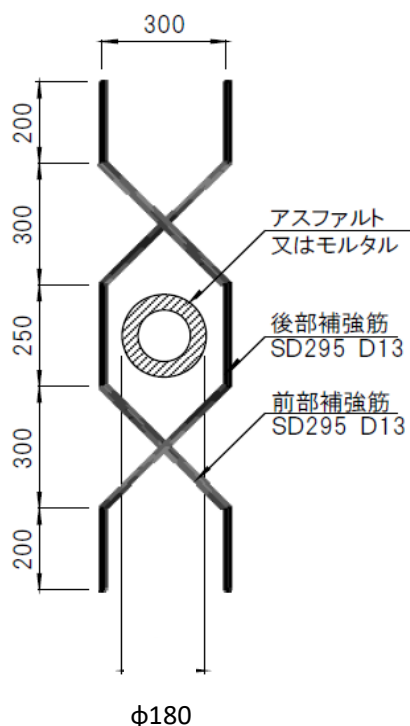
※土地改良事業等請負工事標準歩掛 ３．コンクリート工③鉄筋工 参照

施工単価内訳表

1,000箇所当り

名 称	規 格	単 位	数 量	適 用
鉄筋工 鉄筋加工	SD295・D13 SD345・D13	t	2.982	
鉄筋工 鉄筋組立（一般構造物）	SD295・D13 SD345・D13	t	2.982	

【参考図】



芝台ブロック据付工

適用範囲：芝台ブロックを設置する場合に適用する。

※農林水産省 施工パッケージ型積算基準

４．フリーム類据付工 ①コンクリート分水槽据付 参照

施工単価内訳表

10m当り

名 称	規 格	単 位	数 量	適 用
芝台ブロック	H=0.5m L=1.0m	m	10	
コンクリート分水槽据付		基	10	80kgを超え200kg以下

令和8年11月

ため池改修工事の堤体盛土標準歩掛
ため池改修工事のプレキャスト底樋管標準歩掛

ため池改修工事の堤体盛土 標準歩掛

R8.11

1. 適用範囲及び施工区分

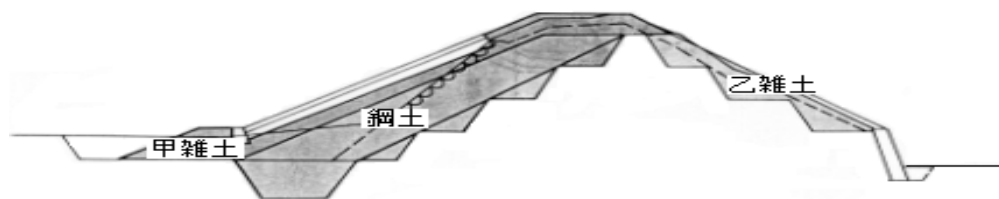
(1) 適用範囲

本歩掛の適用範囲は、前刃金工法による堤高15m未満の標準的なため池改修工事の盛土及び転圧作業とする。(ベントナイト遮水シート工法についても、甲雑土、乙雑土に係る盛土及び転圧作業については、本歩掛を準用する。)

ただし、堤高15m以上の場合は令和8年度「農林水産省 ダム工事積算指針」を適用する。

(2) 施工区分

施工区分は、下図を標準とする。



2. 機械機種の選定

盛立転圧に使用する機械規格は、施工の工種により次表を標準とする。

(1) 盛立材料のまき出し機械

工種	まき出し区分	機種	規格	備考
鋼土 甲雑土 乙雑土	構造物周辺 0.0～2.5m	バックホウ	排出ガス対策型 クローラ型 バケット容量0.8m ³	バケットによる まき出し
	2.5m以上	バックホウ	排出ガス対策型 クローラ型 バケット容量0.8m ³	ブレードによる まき出し

バックホウ(バケットによるまき出し)は、補助労務を計上する。

(2) 盛立材料の転圧機械

工 種	締め固め区分	機 種	規 格
鋼土＋甲雑土	構造物周辺 0.0～1.0m	タ ン パ	60～80kg級
	1.0～1.5m	振動ローラ (ハンドガイド式)	0.8～1.1t級
乙 雑 土	1.5m以上	タンピングローラ	4～4.5t級

盛土材料の締め固め機械施工幅は甲雑土＋鋼土、乙雑土に分類し上記幅で機種区分する。

土質材料等により、標準機種が適さない場合があるので、土地改良事業計画設計基準 設計「ダム」

(H15.4) 技術書〔フィルダム編〕19.2を参照されたい。

3. 機械の作業能力

(1) まき出し機械の作業能力

(1) バックホウ バケット容量0.8 m³ (バケットによるまき出し)

令和8年度「農林水産省 ダム工事積算指針P-21」による。

補助労務は、平成28年度「農林水産省 土地改良工事積算基準(土木工事)P-62」

表4.1 路体・築堤の補助労務(普通作業員100 m³当り0.2人)を準用する。

(2) バックホウ バケット容量0.8 m³ (ブレードによるまき出し)

令和8年度「農林水産省 土地改良工事積算基準(土木工事)P-781」による。

(2) 転圧機械の作業能力

(1) タンピングローラ

$$QD = V \times W \times D \times E \times T / N$$

QD：日当り作業量 (m³/日)

V：締固めの速度 (m/hr)

W：1回の有効締固め幅 (m)

D：仕上がり厚さ (m)

E：作業効率

T：日当り運転時間 (hr)

N：締固め回数

なお、走行速度、締固め有効幅、仕上がり厚さ、締固め回数、作業効率、日当り運転時間については以下を標準とする。

1) 締固め速度

機 種	規 格	標準速度
タンピングローラ	4～4.5 t	3,500m/h

2) 有効締固め幅

有効締固め幅 = 機械締固め幅－重合せ幅

機 種	規 格	重合せ幅	有効締固め幅
タンピングローラ	4～4.5 t	0.30 m	0.94 m

3) 仕上がり厚さ

区 分	まき出し厚さ	仕上がり厚さ
鋼 土	0.20 m	0.15 m
甲雑土	0.25 m	0.19 m
乙雑土	0.25 m	0.19 m

4) 作業効率

機 種	作 業 効 率
タンピングローラ	0.55

5) 締固め回数 (標準)

区 分	締固め回数
鋼 土	8
甲雑土	6
乙雑土	4

6) 日当り運転時間

機 種	規 格	運転時間
タンピングローラ	4～4.5 t	4.0 h r

(3) 振動ローラ (ハッドガット式 0.8～1.1 t)

令和8年度「農林水産省 土地改良工事積算基準 (土木工事) P-41」による。

(4) タンパ

令和8年度「農林水産省 土地改良工事積算基準 (土木工事) P-42」の④盛土・埋戻歩掛の内、締固め歩掛 (タンパ: 区分Ⅱ) を準用し、下記のとおりとする。

タンパ締固め (60～80 kg級) (10m³ 当り)

名 称	数 量	単位	適 用
特殊作業員	0.56	人	諸雑費対象額
諸雑費	1	式	締固め労務費の 10% 機械賃料、燃料等

日当り作業量 $QD=10/0.56=17.9$ m³/日とする

4. 単価表

(1) タンピングローラ締固め 機械運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
軽油		L	14.80	
特殊運転手		人	1.00	
タンピングローラ (賃料)	4～4.5 t	供用日	1.40	

(2) タンピングローラ 賃料単価

名 称	規 格	単位	単価	備 考
タンピングローラ (賃料)	4～4.5 t	日	8,710	

上記単価については、長期割引を行った賃料としている。

ため池改修工事のプレキャスト底樋管 標準歩掛

1. プレキャスト底樋管据付工

(1) 適用範囲

本歩掛の適用範囲は、プレキャスト底樋管を機械据付する場合に適用する。

(2) 機種の選定

使用する機械の機種、規格は次表を標準とする。

機 械 名	規 格	摘 要
ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型（2014 年規制） 油圧伸縮ジブ型 12～13 t 吊	底樋管管径 φ 300～φ 1000
ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型（2014 年規制） 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	底樋管管径 φ 1100～φ 1350

(3) 施工歩掛

(10m 当り)

名 称	単位	φ 300	φ 400	φ 600	φ 800	φ 900	φ 1000	φ 1100	φ 1200	φ 1350
土木一般世話役	人	0.3	0.4	0.4	0.6	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
特殊作業員	人	1.0	1.3	1.3	1.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
普通作業員	人	0.9	1.1	1.1	1.6	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
ラフテレーンクレーン賃料 12～13 t 吊	日	0.3	0.3	0.3	0.5	0.8	0.8	—	—	—
ラフテレーンクレーン賃料 25 t 吊	日	—	—	—	—	—	—	0.8	0.8	0.8
諸雑費	%	11.0	7.0	7.0	7.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0

(注) 1. 諸雑費として労務費、機械賃料の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

2. 諸雑費には敷モルタル及び、レバーブロックの損料を含む。

3. 単価表の単位当たりの金額が、有効数字 4 桁になるように原則として諸雑费率以内で端数を計上する。

4. 日当り作業量 φ 300～600 QD=33.0 m/日

φ 800 QD=20.0 m/日

φ 900～1350 QD=12.5 m/日

2. プレキャスト底樋管目地工

(1) 適用範囲

本歩掛の適用範囲は、プレキャスト底樋管の接合部における目地（ゴムジョイント）の設置に適用する。なお、ゴムジョイントは TSKJ 工法とする。

(2) 施工歩掛

(10 箇所当り)

名 称	単位	φ 300	φ 400	φ 600	φ 800	φ 900	φ 1000	φ 1100	φ 1200	φ 1350
普通作業員	人	0.13	0.16	0.23	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31